

令和2年第1回定例会
一般会計予算決算常任委員会資料
(令和2年度一般会計予算審査資料)

令和2年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会(民生福祉分科会)資料提出事業

No.	新規・継続	重点プロジェクト外	事業名	予算額(千円)	款	項目	予算書ページ	課名	資料ページ	
23	新		社会保障生計調査事業	363	3	3	1	164 ~ 167	社会福祉課	117 ~ 120
24	継	②	子育て総合支援センター管理・運営事業(子育て総合支援センター事業)	11,477	3	2	8	162 ~ 165	子育て支援課	121 ~ 124
25	継	②	山陽地区公立保育所整備事業	467,507	3	2	4	154 ~ 159	子育て支援課	125 ~ 128
26	新	②	公立保育所事故防止推進事業	4,555	3	2	4	154 ~ 159	子育て支援課	129 ~ 132
27	継	②	放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)	102,181	3	2	6	160 ~ 161	子育て支援課	133 ~ 136
28	新	②	子ども医療費助成拡充事業	11,000	3	2	2	152 ~ 155	子育て支援課	137 ~ 140
29	新	②	発育・発達事業(療育教室)	226	4	1	1	168 ~ 174	健康増進課	141 ~ 144
30	新	②	妊婦健康診査事業(歯科健診)	818	4	1	1	168 ~ 174	健康増進課	145 ~ 148
31	新		若者健康診査	1,313	4	1	2	174 ~ 177	健康増進課	149 ~ 152
32	新		定期予防接種事業(ロタワクチン)	10,521	4	1	2	174 ~ 177	健康増進課	153 ~ 156
33	新		成年後見制度利用促進体制整備推進事業	73	3	1	1	130 ~ 135	高齢福祉課	157 ~ 160
34	新	①	東京2020パラリンピック聖火フェスティバル実施事業	753	3	1	2	134 ~ 139	障害福祉課	161 ~ 164
35	継		空家等の適正管理の補助事業	2,500	2	1	1	68 ~ 75	市民生活課	165 ~ 168
36	継		証明書コンビニ交付事業	9,595	2	3	1	116 ~ 119	市民課	169 ~ 172

令和2年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会(産業建設分科会)資料提出事業

No.	新規・継続	重点プロジェクト外	事業名	予算額(千円)	款	項目	予算書ページ	課名	資料ページ	
37	新		ハザードマップ整備事業	9,000	8	3	1	230 ~ 231	土木課	173 ~ 176
38	新		公園内老朽化施設等撤去事業	8,538	8	5	2	236 ~ 239	都市計画課	177 ~ 180
39	新	③	本山岬公園(くぐり岩)整備事業	1,097	8	5	2	236 ~ 239	都市計画課	181 ~ 184
40	新		スマイルエイジングパーク事業	14,700	8	5	2	236 ~ 239	都市計画課	185 ~ 188
41	継		用途地域見直し事業	6,958	8	5	1	232 ~ 236	都市計画課	189 ~ 192
42	新		市営住宅外壁改修工事	40,330	8	6	1	242 ~ 245	建築住宅課	193 ~ 196
43	新		交通系ICカード導入事業	2,289	7	1	1	212 ~ 215	商工労働課	197 ~ 200
44	新		高泊地区新規公共交通導入事業	3,047	7	1	1	212 ~ 215	商工労働課	201 ~ 204
45	新	①	ガラスのブランド化推進事業	12,248	7	1	2	214 ~ 217	商工労働課	205 ~ 208
46	継		農業振興地域整備計画事業	4,945	6	1	3	198 ~ 201	農林水産課	209 ~ 210
47	継		農地利用最適化推進事業	15,606	6	1	1	194 ~ 197	農業委員会	211 ~ 216

令和2年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会(理科大分科会)資料提出事業

No.	新規・継続	重点プロジェクト外	事業名	予算額(千円)	款	項目	予算書ページ	課名	資料ページ	
48	継		山陽小野田市立山口東京理科大学運営費交付金事業	1,590,987	2	7	1	128 ~ 131	大学推進室	217 ~ 222
49	新		山陽小野田市立山口東京理科大学授業料等減免補助事業	71,713	2	7	1	128 ~ 131	大学推進室	223 ~ 225

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	5	社会保障の安定	1	低所得者福祉の充実
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
	生活困窮者支援事業				社会保障生計調査事業	

事業概要	被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るもの	対象	被保護世帯の一部
		手段	厚生労働省からの委託事務として被保護世帯の家計の実態を把握する。
		意図	生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために活用する。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月～7月)	R2	R3	R4
1	社会保障生計調査世帯数	活動		7		
2						
3						

令和2年度に向けた評価		
	成果	コスト
前年評価(A)		
事中評価(B)		
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	厚生労働省からの委託事務	3	33
	自治体関与の妥当性	統計法に基づく一般統計調査である	3	
	対象(受益者)の妥当性	社会保障生計調査要綱に基づき調査の対象及び客体を選定する	5	
有効性	事業の優先度	厚生労働省からの委託事務	5	
	類似事業の存在	行っていない	5	
	個別計画・政策との整合性	国が実施する生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために実施する事業である	3	
効率性	実施主体の適正化	厚生労働省からの委託事務	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適当ではない	3	
	コスト効率	厚生労働省からの委託事務であり、県支出金により100%の委託費が交付される。	3	

事業期間	R2	年度	~	R2	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無	
予算費目	款	3	民生費			項	3	生活保護費			目	1	生活保護総務費
	細目	1	生活保護一般管理費					細々目	4	生活保障生計調査事業費			

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)	R1(予算額)	R2		R3		R4		R5	R6
支出内訳					報償金	286						
					消耗品費(世帯事務費)	42						
					消耗品費(調査事務費)	35						
	合計		0	0		363		0		0	0	0
財源内訳/割合	国庫支出金											
	県支出金				100%	363						
	地方債											
	その他											
	一般財源											
	合計	0	0	0		363		0		0	0	0

・繰越明許費がある場合は、記載すること。

財源内訳/割合

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署

特記事項

社会保障生計調査事務委託金(県厚政課)

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

全国の被保護者世帯を対象として全国を地域別の10ブロックに分け、各ブロック毎に都道府県・指定都市・中核市のうち1~3か所を調査対象自治体として選定し、1,110世帯を抽出している調査である。山陽小野田市は、令和2年度に調査対象自治体となった。

・統計法(平成19年法律第53号)
・社会保障生計調査調査要綱

社会保障生計調査の概要

■実施主体

厚生労働省

■調査の目的

この調査は、被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

■調査の根拠法令

統計法に基づく一般統計調査

■調査の対象

全国の被保護世帯を対象として全国を地域別に10ブロックに分け、各ブロック毎に都道府県・指定都市・中核都市のうち1～3か所を調査対象自治体として選定し、1,110世帯を抽出する。

ただし、次のいずれかに該当する世帯は除外する。

- (1) 生活扶助を受けていない世帯
- (2) 世帯分離している世帯
- (3) 世帯人員が6人以上の世帯
- (4) 耕地0.1ヘクタール以上を耕作して農業を営む者のいる世帯
- (5) 林業、漁業、その他の事業を営む者のいる世帯
- (6) 保護施設・寮等において賄いを共通しているなど集団的共同生活を営んでいる世帯
- (7) 賄い付きの同居人のいる世帯
- (8) その他不相当と認められる世帯

■調査事項

被保護世帯の家計収支の状況、消費項目の種類、購入数量等

■調査の時期

毎年4月1日から翌年3月31日

■調査の方法

- 1 世帯の状況は、原則として福祉事務所が記入することとし、必要に応じて調査員が世帯主又は世帯の代表者に面接のうえ質問して作成する。
- 2 家計簿は、調査世帯において記入する。

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	2	子育ての不安と負担の軽減
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
	子育て総合支援センター事業		2-(1)		子育て総合支援センター管理・運営事業	

事業概要	子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談助言、情報交換や交流を行い、妊娠期から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	対象	妊娠期から子育て期までの子育て世代
		手段	子育ての相談助言、情報提供、交流促進、母子保健、家庭児童相談等を総合的に実施
		意図	子育て世代の不安や負担感の緩和、子どもの健やかな育ちの支援、少子化対策

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月~7月)	R2	R3	R4
1	施設の年間総利用者数	活動	5,800人	7,000人	8,000人	8,000人
			22,436人	7,198人		
			386.8%	102.8%		
2						
3						

令和2年度に向けた評価		
	成果	コスト
前年評価(A)		
事中評価(B)		
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	妊娠期から子育て期までの相談支援のワンストップ拠点施設を整備し、子育て支援の充実を図るものであり妥当(重点P)	/	/
	自治体関与の妥当性	第二次総合計画において、子育て支援は市の重点施策と位置付けられている		
	対象(受益者)の妥当性	妊娠期から子育て期までの子育て世代を対象としており妥当		
有効性	事業の優先度	喫緊の課題である少子化対策、人口減少の歯止めに対応する事業である		
	類似事業の存在	総合的な子育て支援のワンストップ拠点は類似なし		
	個別計画・政策との整合性	第二次総合計画重点プロジェクト、市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び子ども・子育て支援事業計画(P62)において位置づけられている事業		
効率性	実施主体の適正化	多様な子育て支援事業を総合的に行う事業であり、現時点では委託や指定管理は難しい		
	受益者負担の適正化	少子化対策、人口減少歯止め施策として市が主となり実施すべき事業であり、受益者に負担を求めるべきではない		
	コスト効率	必要最低限の費用負担に努めている		

事業期間	H30 年度 ~ R7以降 年度		予算種別	継続	経常	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	8	子育て総合支援センター事業費
	細目	1	子育て総合支援センター事業費			細々目	1	子育て総合支援センター運営事業費	

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)		R1(予算額)		R2		R3		R4		R5	R6	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。	消耗品費他	350	消耗品費	362	消耗品費	362	消耗品費	362	消耗品費	362	消耗品費	362		
		燃料費	39	燃料費	60	燃料費	50	燃料費	50	燃料費	50	燃料費	50		
		光熱水費	2,372	光熱水費	3,840	光熱水費	3,300	光熱水費	3,300	光熱水費	3,300	光熱水費	3,300		
		修繕料	532	修繕料	200	修繕料	200	修繕料	200	修繕料	200	修繕料	200		
		通信運搬費	294	通信運搬費	294	通信運搬費	294	通信運搬費	294	通信運搬費	294	通信運搬費	294		
		保険料	21	保険料	21	保険料	20	保険料	20	保険料	20	保険料	20		
		警備委託料	399	警備委託料	537	警備委託料	542	警備委託料	542	警備委託料	542	警備委託料	542		
		設備保守委託料	945	設備保守委託料	1,221	設備保守委託料	1,243	設備保守委託料	1,243	設備保守委託料	1,243	設備保守委託料	1,243		
		清掃委託料	350	清掃委託料	406	清掃委託料	395	清掃委託料	395	清掃委託料	395	清掃委託料	395		
機械器具借上料他	670	機械器具借上料他	419	機械器具借上料他	443	機械器具借上料他	443	機械器具借上料他	443	機械器具借上料他	443				
合計		5,972	7,360	6,849	6,849	6,849	6,849	0	0						
財源内訳/割合	国庫支出金														
	県支出金														
	地方債														
	その他					行政財産使用料他	55	行政財産使用料他	55	行政財産使用料他	55		55		
	一般財源		5,972	7,360	6,794	6,794	6,794	6,794				6,794			
	合計	0	5,972	7,360	6,849	6,849	6,849	6,849	0	0					

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

平成 30 年度 事務事業評価シート 課・局・室・所(係) 子育て支援課 子育て支援係 No. 24

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	2	子育ての不安と負担の軽減
	実施計画名			事務事業名		
7	子育て総合支援センター事業	1	子育て総合支援センター(スマイルキッズ)管理・運営事業(子育て総合支援センター事業)			2-(1)

事業概要	子育て世代の誰もが気軽に立ち寄り、子育てに関する相談助言、情報提供や交流促進を行い、妊娠期から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで、子どもの健やかな成長を支援するなど、総合的な子育て支援をワンストップで提供する子育て支援の拠点施設を管理・運営する。		対象	妊娠期から子育て期までの子育て世代		
			手段	子育ての相談助言、情報提供、交流促進、母子保健、家庭児童相談等を総合的に実施		
			意図	子育て世代の不安や負担感の緩和、子どもの健やかな成長の支援、少子化対策		

歳出	支出内訳	H28		H29		H30		H31	
		決算額(円)		決算額(円)		決算額(円)		予算額(円)	
		需用費(消耗品費・光熱水費等)				3,293,311		4,792,000	
		役務費				314,867		315,000	
		委託料(設備保守委託料等)				1,693,828		2,164,000	
		使用料及び賃借料				345,669		419,000	
備品購入費				324,000					
合計		0	0	5,971,675		7,690,000			

歳入	財源内訳	割合	国庫支出金				
			県支出金				
			地方債				
			その他	繰入金			330,000
			一般財源			5,971,675	7,360,000
			合計	0	0	5,971,675	7,690,000

会計種別	一般	臨時		H30 人件費	人工数	人件費(円)	交付税算入	無
					1.1	4,254,756		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			H28	H29	H30	H31
1	施設の年間総利用者数	活動			5,800人 22,436人 386.8%	7,000人
2						
3						

成果	目標を大きく上回る利用者があった。		今後の方向性			
	課題及び改善策	開館初年度は、目標を大きく上回る方にお越しいただくことができた。今後も、スマイルキッズが市の子育て支援拠点施設として更に多くの方に親しんでいただけるように、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援の充実のため、6つの事業の更なる連携の強化に取り組んでいく。 また、市内外に広くPRし、子育て世代の利用を更に促進する。	拡充	④	②	①
現状維持			③	⑤ ✓		
縮小			⑥			
休廃止			⑦			
H30年度目標達成度		A	コスト投入の方向性			
			皆減	縮小	現状維持	拡大

特記事項	
------	--

(単位:人)

子育て総合支援センター来館者数

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H30年度	来館者数	1,005	1,646	2,246	2,082	2,579	2,211	1,838	1,860	1,520	1,554	1,637	2,258	22,436
	来館者数累計	1,005	2,651	4,897	6,979	9,558	11,769	13,607	15,467	16,987	18,541	20,178	22,436	22,436

(単位:人)

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1年度	来館者数	1,482	1,543	2,054	2,119	2,181	2,068	1,949	2,097	1,564				
	来館者数累計	1,482	3,025	5,079	7,198	9,379	11,447	13,396	15,493	17,057				

施設体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
	保育所等運営支援事業		2-(1)		山陽地区公立保育所整備事業	

事業概要	市内の公立保育所は、いずれも老朽化や定員に対する入所児童割合の不均衡による運営の非効率等の課題を抱えている。これらを改善するため、公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。山陽地区4園の公立保育所については2園に再編整備し、そのうち1園は、厚狭駅南部地区に定員140人の保育所を新設整備する。	対象	公立保育所
		手段	再編計画に基づき再編整備する
		意図	公立保育所の環境改善及び運営の効率化を実現する

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月～7月)	R2	R3	R4
1	市内保育所の待機児童数(厚生労働省基準) 3月末現在	減少	減少	減少	減少	0
		41	0			
2						
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針	令和4年度の供用開始に向けて、予定しているスケジュールに沿って取組を進めていく。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	公立保育所が抱える課題を解消するため再編整備を行うもので、児童福祉の充実に資するため妥当	5	37
	自治体関与の妥当性	公立保育所の再編整備であり妥当	3	
	対象(受益者)の妥当性	公立保育所に通う児童であり妥当	5	
有効性	事業の優先度	施設の老朽化、各施設の定員に対する入所児童の不均衡の課題の解消を図るもの	5	
	類似事業の存在	なし	5	
	個別計画・政策との整合性	山陽小野田市公立保育所再編基本計画(平成29年1月策定)、山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画(P47)	5	
効率性	実施主体の適正化	公立保育所の環境改善及び課題解決のための事業であり、市が主体となることが適当	3	
	受益者負担の適正化	公の施設の再編整備であり、受益者負担を求めるときものではない	3	
	コスト効率	必要最低限の費用負担に努めている	3	

事業期間	H29以前	年度	~	R4	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	有	
予算費目	款	3	民生費			項	2	児童福祉費			目	4	保育所費
	細目	12	公立保育所再編整備事業				細々目	1	公立保育所整備事業				

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)		R1(予算額)		R2		R3		R4		R5	R6	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。	消耗品費	10	消耗品費	206	消耗品費	166	工事監理業務委託料	8,560	下水道受益者負担金	1,380				
		測量調査委託料	491	手数料	327	地盤補強工事費	25,783	工事委託料(イントラ)	1,914	機械警備委託料	612				
		地質調査委託料	10,660	家屋調査業務委託料	4,400	建築主体・機械設備工事費	398,100	建築主体・機械設備工事費	597,367	家屋調査業務委託料	5,000				
		設計委託料	4,104	設計委託料	10,584	電気設備工事費	39,000	電気設備工事費	58,744						
		用地購入費	139,323			外構設計業務委託料	4,458	機械警備委託料	51						
						地盤補強工事費(12月補正)	17,100		建築確認申請手数料	399					
						工事監理委託料(12月補正)	3,600		外構工事費	76,450					
									備品購入費	40,000					
									水道加入金	425					
		合計	1,449,214	154,588	36,217	467,507	783,910	6,992	0	0					
財源内訳/割合	国庫支出金														
	県支出金														
	地方債	1,237,700	80%	120,300	80%	25,200	80%、100%	417,500	80%、100%	674,700					
	その他														
	一般財源	211,514		34,288		11,017		50,007		109,210	6,992				
合計	1,449,214	154,588	36,217	467,507	783,910	6,992	0	0							

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	地方債 社会福祉施設整備事業債(充当率80%) 施設整備事業債(一般財源化分)(充当率100%)

平成30年度事務事業評価シート

課・局・室・所(係)	子育て支援課	No	25
------------	--------	----	----

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援
	実施計画名			事務事業名		重点P
1	保育所等運営支援事業		7		山陽地区公立保育所整備事業	

事業概要	山陽地区の4園の公立保育所について、公立保育所再編基本計画に基づき2園に再編整備する。うち1園は、厚狭駅南部地区に定員140人の保育所を新設整備する。		対象	市内公立保育所		
			手段	再編基本計画に基づき整備を進める		
			意図	公立保育所の環境改善及び運営の効率化を実現する		

		H28		H29		H30		H31			
		決算額(円)		決算額(円)		決算額(円)		予算額(円)			
歳出	支出内訳	測量調査委託料				490,870					
		地質調査委託料				10,659,600					
		設計委託料				4,104,000		10,584,000			
		用地購入費				139,323,349					
		その他				9,504		4,933,000			
合計		0		0		154,587,323		15,517,000			
歳入	財源内訳	割合	国庫支出金								
			県支出金								
			地方債		80%			120,300,000		8,700,000	
			その他								
			一般財源					34,287,323		6,817,000	
合計		0		0		154,587,323		15,517,000			
会計種別		一般	臨時	H30 人件費		人工数	人件費(円)	交付税	算入		
						0.6	3,466,615		無		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			H28	H29	H30	H31
1	市内保育所の待機児童数(厚生労働省基準) 3月末現在	成果		減少 29	減少 41	減少
2						
3						

成果	公立保育所の老朽化や入所児童数の不均衡等の課題を解消するために取り組んでいる事業であり、再編整備の完了により、待機児童の解消や効率的な運営等が実現する。市の重要課題である公共施設再編の取組であり、行政改革に大きな成果を上げる取組である。		今後の方向性			
	課題及び改善策	平成30年度の待機児童数は前年度と比較して増加した。この理由としては、依然として続いている保育士不足等が考えられる。本事業は、公立保育所の再編により、運営の効率化等の実現を目指すものである。再編が完成した際には待機児童の解消を目指しており、今後もスケジュールに沿って事業に取り組んでいく。	成果の方向性	拡充	④	②
現状維持				③	⑤	✓
縮小				⑥		
休廃止				⑦		
			皆減	縮小	現状維持	拡大
		A	コスト投入の方向性			

特記事項	
------	--

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
	保育所等運営支援事業		新	2-(1)	公立保育所事故防止推進事業	

事業概要	公立保育所における事故防止対策を推進するため、必要な機器(乳幼児の午睡中の呼吸や心肺の動きの低下、うつぶせ寝などを感知する、無呼吸アラーム、午睡チェック等)を購入する。	対象	公立保育所
		手段	備品の購入
		意図	保育環境及び保育サービスの充実を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月~7月)	R2	R3	R4
1	購入備品数			30個		
2						
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	園児の安全性を確保し働く子育て世代が安心して児童を保育所に預けることができる環境づくりを行う	5	35
	自治体関与の妥当性	公立保育所の整備であり自治体関与が妥当	3	
	対象(受益者)の妥当性	公立保育所の備品等を整備することで、園児が安全に安心して通うことができる	5	
有効性	事業の優先度	園児の安全を守るために必要な事業であり必要に応じて早急な対応が求められる	5	
	類似事業の存在	なし	5	
	個別計画・政策との整合性	個別計画なし	3	
効率性	実施主体の適正化	公立保育所の保育サービスの充実のため、市が実施する事業である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることが適当ではない	3	
	コスト効率	削減の余地なし	3	

事業期間	R2	年度	~	R7以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	3	民生費			項	2	児童福祉費		目	4	保育所費
	細目							細々目				

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)		R1(予算額)		R2		R3		R4		R5	R6
支出内訳							園用器具費	4,554						
		合計		0	0	0	4,554	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源						4,554							
	合計	0	0	0	0	4,554	0	0	0	0	0	0		

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	138,000円*1.1*30台=4,554,000円 おおむね満1歳児までの乳児に使用する。

教育・保育施設等における事故対策の国の取組

- 平成26年 9月 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を設置
- 平成27年 2月 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」を地方自治体宛てに通知
- 6月 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の公表開始
- 平成28年 3月 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」を地方自治体宛てに通知
- 4月 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」の設置
- 平成29年12月 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議からの注意喚起について」を発出

○「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

(一部抜粋)

- ・ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝させることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

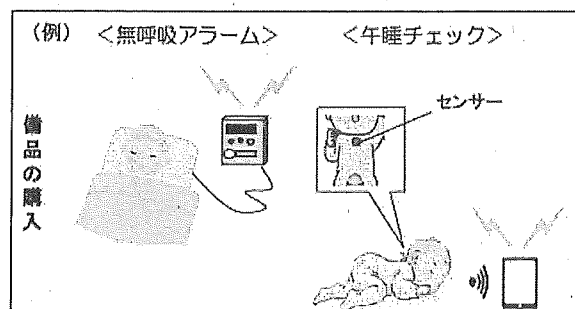
■「保育所等における事故防止推進事業」の創設（公立保育園は対象外）

保育における重大事故は、睡眠中等の場面で発生しやすいことから、国は、保育園等が睡眠中における事故防止のために活用できる備品を購入した場合の経費を補助。

・ 国1/2、市1/4、事業者1/4

※本市は令和元年9月補正で予算措置済

睡眠中の事故防止のための備品の例



施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)			小項目(基本事業)		
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実		1	働く子育て家庭の支援	
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名			
	児童クラブ運営事業		2-(1)	放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)				

事業概要	市内12小学校校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休暇期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。					対象	就労等により保護者が昼間に家庭にいない小学生
						手段	放課後及び長期休暇期間に児童を預かる
						意図	児童の健全育成と保護者の就労支援

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月~7月)	R2	R3	R4
1	受入率(児童クラブ受入児童数÷申込児童数)	活動	100%	100%	100%	100%
			98.9%	100%		
			98.9%	100.0%		
2						
3						

令和2年度に向けた評価		
	成果	コスト
前年評価(A)		
事中評価(B)		
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	就労等により保護者が昼間に家庭にいない児童の健全な育成を図ることは、働く子育て家庭を支援するものであり妥当	/	/
	自治体関与の妥当性	第二次総合計画、市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、働く子育て家庭の支援に取り組むこととされている		
	対象(受益者)の妥当性	就労等により保護者が昼間に家庭にいない市内在住の児童であり妥当		
有効性	事業の優先度	就労等により保護者が昼間に家庭にいない児童の健全育成であり、優先的に取り組む必要がある		
	類似事業の存在	なし		
	個別計画・政策との整合性	山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画(P56)掲載事業		
効率性	実施主体の適正化	社会福祉法人に委託		
	受益者負担の適正化	保育料を徴収している		
	コスト効率	国1/3・県1/3補助あり		

事業期間	H29以前	年度	～	R7以降	年度	予算種別	継続	経常	会計種別	一般	交付税	無	
予算費目	款	3	民生費			項	2	児童福祉費			目	6	児童クラブ費
	細目	1	児童クラブ運営費				細々目	1	児童クラブ運営費				

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)		R1(予算額)		R2		R3		R4		R5	R6	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。	消耗品費、材料費	50	消耗品費	50	消耗品費、材料費	68	消耗品費、材料費	68	消耗品費、材料費	68	消耗品費、材料費	68		
		印刷製本費	28	印刷製本費	28	印刷製本費	13	印刷製本費	13	印刷製本費	13	印刷製本費	13		
		光熱水費	411	光熱水費	412	光熱水費	435	光熱水費	435	光熱水費	435	光熱水費	435		
		修繕料	103	修繕料	142	修繕料	215	修繕料	215	修繕料	215	修繕料	215		
		通信運搬費	240	通信運搬費	233	通信運搬費	303	通信運搬費	303	通信運搬費	303	通信運搬費	303		
		設備保守委託料	9	設備保守委託料	9	設備保守委託料	8	設備保守委託料	8	設備保守委託料	8	設備保守委託料	8		
		保育業務委託料	79,056	保育業務委託料	91,343	保育業務委託料	100,798	保育業務委託料	100,798	保育業務委託料	100,798	保育業務委託料	100,798		
		機械器具借上料	50	機械器具借上料	52	機械器具借上料	52	機械器具借上料	52	機械器具借上料	52	機械器具借上料	52		
		下水道使用料	25	下水道使用料	37	下水道使用料	36	下水道使用料	36	下水道使用料	36	下水道使用料	36		
		庁用器具費	444	庁用器具費	258	庁用器具費	253	庁用器具費	253	庁用器具費	253	庁用器具費	253		
合計		80,416	92,564	102,181	102,181	102,181	102,181	102,181	102,181	102,181	102,181	0	0		
財源内訳/割合	国庫支出金	1/3	20,184	1/3	24,903	1/3	27,327	1/3	27,327	1/3	27,327	1/3	27,327		
	県支出金	1/3	20,184	1/3	24,903	1/3	27,327	1/3	27,327	1/3	27,327	1/3	27,327		
	地方債														
	その他	保育料	19,862	保育料	18,200	保育料	20,200	保育料	20,200	保育料	20,200	保育料	20,200		
	一般財源		20,186		24,558		27,327		27,327		27,327		27,327		
	合計	0	80,416	92,564	102,181	102,181	102,181	102,181	102,181	102,181	102,181	102,181	0	0	

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
子ども・子育て支援交付金(こども政策課)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

平成30年度事務事業評価シート 課・局・室・所(係) 子育て支援課 保育係 No. 27

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援
	実施計画名		事務事業名		重点P	
4	児童クラブ運営事業	放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)		2-(1)		

事業概要	市内12小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から午後6時まで1時間の延長保育あり。平成30年度から午前8時から8時半までの朝の延長保育を開始した。		対象	就労等により保護者が昼間に家庭にいない小学生とその保護者
			手段	放課後及び長期休暇期間に児童を預かる
			意図	児童の健全育成と保護者の就労支援

		H28	H29	H30	H31			
		決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)	予算額(円)			
歳出	支出内訳	保育業務委託料	67,963,258	76,323,660	79,056,427	91,343,000		
		光熱水費	378,774	407,246	410,575	412,000		
		通信運搬費	189,543	237,000	239,528	233,000		
		庁用器具費	1,218,943	314,000	443,857	253,000		
		その他	1,144,956	238,094	265,865	323,000		
合計		70,895,474	77,520,000	80,416,252	92,564,000			
歳入	財源内訳	国庫支出金 1/3	21,355,000	19,684,000	20,307,000	24,788,000		
		県支出金 1/3	21,355,000	19,684,000	20,307,000	24,788,000		
		地方債						
		その他 保育料	17,389,700	18,467,220	19,492,800	18,200,000		
		一般財源	10,795,774	19,684,780	20,309,452	24,788,000		
合計		70,895,474	77,520,000	80,416,252	92,564,000			
会計種別	一般	経常	H30 人件費		人工数	人件費(円)	交付税	無
					0.85	4,517,155	算入	

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		H28	H29	H30	H31	
1	受入率(児童クラブ受入児童数÷申込児童数)	活動	100%	100%	100%	100%
			95.7%	95.6%	98.9%	
			95.7%	95.6%	98.9%	
2						
3						

成果	市内12小学校区において、児童の受け入れを行った。		今後の方向性			
	課題及び改善策	待機児童発生が1クラブ、高学年の受け入れ未実施が6クラブ、延長保育のさらなる拡充、受託事業所が雇用する支援員不足などの課題がある。これらの課題に対し、対応策を検討し早急に対応する。	拡充	④	②	① ✓
現状維持			③	⑤		
縮小			⑥			
休止			⑦			
H30年度目標達成度		A	コスト投入の方向性			
			皆減	縮小	現状維持	拡大

特記事項	開所時間延長については「児童クラブ開所時間延長事業」に記載。施設整備については「児童クラブ施設整備等事業」に記載。
------	---

【児童クラブ入所状況】R2.2.14現在

児童クラブ	クラス数				受入学年				R1 (R2.2.14 現在)	R2 (R2.2.14時点の入所決定状況)						
	H29	H30	R1	R2	H29	H30	R1	R2	利用者数 (人)	申込者数 (人)	入所決定児童の学年別内訳(人)					
											1年	2年	3年	4年	5年	6年
本山	1	1	1	1	3年生 まで	3年生 まで	全学年	全学年	59	49	13	11	15	9	1	0
赤崎	2	2	2	2	3年生 まで	3年生 まで	3年生 まで	3年生 まで	81	75	26	23	26			
須恵	3	3	3	3	3年生 まで	3年生 まで	3年生 まで	3年生 まで	111	119	47	32	40			
小野田	1	1	1	1	3年生 まで	3年生 まで	3年生 まで	3年生 まで	68	57	24	19	14			
高泊	2	2	2	2	3年生 まで	3年生 まで	3年生 まで	3年生 まで	79	78	20	26	32			
高千帆	2	2	3	3	3年生 まで	3年生 まで	3年生 まで	3年生 まで	152	150	59	56	35			
有帆	1	1	1	1	3年生 まで	全学年	全学年	全学年	43	44	12	9	13	8	2	0
厚狭	厚狭	2	2	2	3年生 まで	3年生 まで	3年生 まで	3年生 まで	97	96	42	36	18			
	第二厚狭		1	1					44	50	18	17	15			
厚陽	1	1	1	1	全学年	全学年	全学年	全学年	24	21	4	7	2	3	1	4
出合	1	1	1	1	全学年	全学年	全学年	全学年	54	66	17	13	18	9	2	7
埴生	1	1	1	1	全学年	全学年	全学年	全学年	49	54	16	10	9	13	3	3
津布田	1	1	1	1	全学年	全学年	全学年	全学年	15	12	2	5	3	2	0	0
合計	18	19	20	20					876	871	300	264	240	44	9	14

(待機なし)

R2入所決定者数 871人

【児童クラブ整備状況等】

H29 須恵児童クラブ 1クラス増(小学校 空き教室)

H30 第二厚狭児童クラブを新たに委託

委託料基準見直し

8:00~8:30の延長保育開始

8月の保育料の加算分徴収開始

有帆児童クラブ 6年生までの受入開始

R1 高千帆児童クラブ 1クラス増(小学校図工室。R1のみ)

本山児童クラブ 6年生までの受入開始

R2 出合児童クラブ 児童クラブ室変更

埴生児童クラブ 10月から埴生複合施設に移転予定
(4月~9月は埴生小中学校内で実施)

高千帆児童クラブ 6月から仮施設で1クラス実施予定
(4月~5月はスマイルキッズ内で1クラス実施)

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	2	子育ての不安と負担の軽減
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
	乳幼児・子ども医療費等助成事業		新	2-(1)	子ども医療費助成拡充事業	

事業概要	子育て世代の経済的負担軽減を目的として、平成28年8月から対象年齢を拡充し、小1～中3までの児童の保険適用医療費の自己負担分のうち1割分を助成している。令和2年8月から制度内容を拡充する。※拡充内容：助成割合を自己負担額の1割から2割へ拡大する。ただし、子どもの父母の市町村民税所得割の額が136,700円を超える世帯は対象外	対象	小学1年生から中学3年生までの児童
		手段	対象者に受給者証を交付し、医療費自己負担部分を助成する
		意図	医療費助成による子育て支援

※上段：目標 中段：実績 下段：達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月～7月)	R2	R3	R4
1	受給者証発行者数(令和2年からの拡充分(小1～中3))	活動		2,500人	2,500人	2,500人
2						
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	対象児童の保健の向上、生活の安定及び福祉の増進を図ることを目的としており、重点プロジェクトに該当する事業である。	5	35
	自治体関与の妥当性	行政機関以外が実施主体になりえない事業。	3	
	対象(受益者)の妥当性	小学1年生から中学3年生までを対象としており、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	県内の多くの市が独自の医療費助成を行っており、重点プロジェクトに該当する事業である。	5	
	類似事業の存在	医療費の助成を行う事業として、他に類似事業はない。	5	
	個別計画・政策との整合性	子ども・子育て支援事業計画(P62)	3	
効率性	実施主体の適正化	行政機関以外が実施主体になりえない事業。	3	
	受益者負担の適正化	小学1年生から中学3年生までを対象とするもの(所得制限あり)	3	
	コスト効率	必要最低限の費用負担である。	3	

事業期間	R2	年度	~	R7以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	3	民生費			項	2	児童福祉費		目	2	子育て支援費
	細目	6	福祉医療助成事業費				細々目	1	福祉医療助成事業費			

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)	R1(予算額)	R2		R3		R4		R5	R6	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。				消耗品費	10							
					子ども医療費助成費	11,000	子ども医療費助成費	22,000	子ども医療費助成費	22,000			
		合計			0	0	11,010	22,000	22,000	22,000	0	0	
財源内訳／割合	国庫支出金												
	県支出金												
	地方債												
	その他				高額療養費	120	高額療養費	240	高額療養費	240			
	一般財源					10,890	21,760	21,760					
	合計	0	0	0	11,010	22,000	22,000	22,000	0	0			

特記事項

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	助成内容を拡充(医療費自己負担分1割→2割) 拡充に伴う経費のみ記載
山陽小野田市子ども医療費助成規則	

子ども医療費受給者数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年1月現在
従来制度分 (小1～小3)	998人	950人	897人	874人
平成28年8月 からの拡充分 (小4～中3)	1,727人	1,751人	1,620人	1,584人

子ども医療費助成事業拡充に伴う影響額等

○現在 (平成30年度実績)

制度内容	対象児童数	受給児童数	H30決算額 (R1予算額)
小1～中3 (1割) 所得制限あり	4,992人	2,517人	18,364,466円 (22,000,000円)

○拡充案 ※太字は拡充部分

制度内容	対象児童概数	受給児童概数	概算事業費 (予算ベース)	新たに必要な概算経費 (予算ベース)
小1～中3 (2割) 所得制限あり	5,000人	2,500人	44,000,000円	22,000,000円

*令和2年度は、受給者証更新時期(8月)からの制度拡充のため新たに必要経費は、11,000,000円となる。

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)			小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実		5	母子保健サービスの充実
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名		
	母子保健事業		新	2-(1)	発育・発達事業(療育教室)		

事業概要	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	対象	幼児健診等で経過観察が必要とされた児及び育児不安を持つ保護者
		手段	療育専門指導員、保健師等による親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室の開催
		意図	療育の必要な児を早期に発見し適切な機関へつなげる、保護者の育児不安の軽減を図る

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月～7月)	R2	R3	R4
1	療育教室実施回数	活動		24回	24回	24回
2	延べ参加幼児数	活動		随時	随時	随時
3	参加した児のうち、適切な機関へつなげた割合	成果		80%	85%	90%

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	療育の必要な児を早期に発見し適切な機関へつなげる、保護者の育児不安の軽減を図ることができ、重点プロジェクトに該当するため、妥当である	5	37
	自治体関与の妥当性	母子保健法、発達障害者支援法(第5条、6条)に基づき実施しているため妥当である	3	
	対象(受益者)の妥当性	幼児健診等で経過観察が必要な児や育児不安を持つ保護者に限定しているため妥当である	5	
有効性	事業の優先度	重点プロジェクトに該当し、母子保健法、発達障害者支援法に基づき実施している。	5	
	類似事業の存在	なし	5	
	個別計画・政策との整合性	山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画	5	
効率性	実施主体の適正化	事業の性質上、市が実施すべき事業である	3	
	受益者負担の適正化	発達障害の早期発見及び養育のための事業であり、受益者負担を求めることは適切ではない	3	
	コスト効率	最低限、必要なコストである	3	

事業期間	R2	年度	~	R7以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無	
予算費目	款	4	衛生費			項	1			目	1		
	細目	3	乳幼児健康診査事業費			細々目	2			幼児健康診査事業費			

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)		R1(予算額)		R2		R3		R4		R5	R6	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。						報償費	180	報償費	180	報償費	180			
							消耗品費	46	消耗品費	46	消耗品費	46			
	合計		0	0	0	226	226	226	226	226	226	0	0		
財源内訳/割合	国庫支出金														
	県支出金														
	地方債														
	その他						食材料費	16	食材料費	16	食材料費	16			
	一般財源							210		210		210			
	合計	0	0	0	0	226	226	226	226	226	226	0	0		

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
母子保健法、発達障害者支援法	

発育・発達事業（療育教室）

委員会資料（R2.3）

健康増進課

目的：幼児健診等において、経過観察が必要とされた児の育児・遊び・親子関係など子育てに対する相談や、障がい特性の理解やかかわり方のサポートを行い、保護者の不安の軽減と母子の心身の発達を促す

対象：幼児健診等で経過観察が必要とされた児及び育児不安を持つ保護者

開催場所：保健センター

スタッフ：児童指導員、保健師 他

内容：親子遊び（親子の関わりを中心に、家庭でもできる簡単な遊びを取り入れ、親が育児に自信をもって関わるができるように支援する）

育児相談（健康や育児に関するアドバイス）

発達相談（個々の発達を中心に障がいとの付き合い方や子どもの見方について学び合う）

療育終了後のカンファレンス（スタッフ間で活動の振り返りと個々の課題の確認を行う）

<参考>

げんきっこクラブ実績

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
実施回数（回）	23	24	24	23	24
参加者数（人）	29	24	27	16	18
参加者延数（人）	160	151	209	92	166

※げんきっこクラブとは

総合相談支援センターぷりずむ（うべつくし園）が山口県から在宅障害児等療育支援事業として委託を受け実施している広域的・専門的な障害者相談支援事業の一つ。主に幼児健診等で発達の気になる児、子育てに不安のある保護者に、遊びを通して育児に自信をつけたり、個別に相談したりする場として山陽小野田保健センターを会場に実施されてきたが、令和元年度をもって終了することになっている。

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)			小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実		5	母子保健サービスの充実
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名		
	母子保健事業		新	2-(1)	妊婦健康診査事業(歯科健診)		

事業概要	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	対象	市内に住民票がある妊婦(妊娠中期以降)
		手段	委託契約した歯科医療機関で実施。県外で契約できない医療機関の場合は償還払いで対応
		意図	歯周病の予防・早期発見を行い適切な治療に結びつけることで早産や低体重児出生を減少させる

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月~7月)	R2	R3	R4
1	妊婦歯科健康診査受診率	活動		50%	55%	60%
2	歯科健康診査委託医療機関数	活動		27か所	27か所	27か所
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	重点プロジェクトに該当し、生活習慣の改善をし、流早産の軽減のために妊婦歯科健康診査を実施するので、妥当である	5	37
	自治体関与の妥当性	母子保健法	3	
	対象(受益者)の妥当性	妊娠期から歯の健康づくりが行え、早産や低体重児出生が軽減できるため妥当である	5	
有効性	事業の優先度	重点プロジェクトに該当する事業である。	5	
	類似事業の存在	他にない事業である	5	
	個別計画・政策との整合性	厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知、やまぐち歯・口腔の健康づくり推進計画に該当する。	5	
効率性	実施主体の適正化	市が実施すべき事業である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適切ではない	3	
	コスト効率	委託料は他市と同レベルであり、これ以上は低くできない。	3	

事業期間	R2	年度	~	R7以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無	
予算費目	款	4	衛生費			項	1	保健衛生費			目	1	保健衛生総務費
	細目	2	母子保健事業費				細々目	2	母子保健事業費(単独)				

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)		R1(予算額)		R2		R3		R4		R5	R6	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。						消耗品費	10	消耗品費	10	消耗品費	10			
							印刷製本費	53	通信運搬費	5	通信運搬費	5			
							通信運搬費	5	妊婦歯科健康診査委託料	765	妊婦歯科健康診査委託料	840			
							妊婦歯科健康診査委託料	690	里帰り中妊婦歯科	60	里帰り中妊婦歯科	60			
							里帰り中妊婦歯科	60	健康診査助成金		健康診査助成金				
							健康診査助成金								
	合計		0	0	0	818	840	915	0	0					
財源内訳/割合	国庫支出金														
	県支出金														
	地方債														
	その他														
	一般財源						818	840	915						
	合計	0	0	0	0	818	840	915	0	0					

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	印刷製本費は初年度のみ単独で120部作成し、あとは妊婦健診補助券の中に入れ込むため、差額分のみ計上している。R3以降は妊婦健診の補助券の中に入れ込む予定であるため、印刷製本費は計上していない。 健康づくりの推進に関する医療保健専門職団体プロジェクト会議からも妊婦歯科保健対策の重要性を指摘されている。
母子保健法、第2次健康増進計画	

1. 目的

妊娠中の流早産や低体重児出生の原因には喫煙、飲酒、肥満等さまざまあるが、歯周病もその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として妊婦健康診査事業の中に歯科健康診査を追加し、歯周病の予防・早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心してできるように支援する。

2. 対象

市内に住民票がある妊婦（妊娠中期以降）

3. 対象者数

430人

4. 内容：

市が指定する医療機関での歯周病検診ならびに口腔衛生指導。検診内容は問診、現在歯及び喪失歯の状況、歯肉の状況（CPI）等、妊娠期に合わせた歯科保健指導。県外で委託契約できない医療機関は償還払いで対応。

5. 事業を実施することでの波及効果（先進地の事例より）

既に事業実施している他市状況を確認したところ、「市が実施する保健事業等の機会に、妊婦へ歯科健診の有無や口腔状況を尋ねるようにしているが、歯科健診を受診した妊婦は口腔に関する意識が高まっている」ということだった。

また、幼児健診でのむし歯の罹患率も改善しており、妊娠期からの歯科保健へのアプローチを開始することで、出産後も乳幼児期の虫歯予防等へ波及効果が期待される。

<参考>

県内で比較すると、妊婦歯科健診を実施している市は、おおむね妊婦健診での切迫流産の割合、低体重児出生割合が低い傾向にある。反対に、当市をはじめ、妊婦歯科健診を実施していない市は、妊婦健診での切迫流産の割合、低体重児出生割合が高い傾向にある。

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)			小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	6	健康づくりの推進		2	地域保健サービスの充実
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名		
	成人保健事業				若者健康診査		

事業概要	健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、青壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。	対象	他の制度(職場健診等)で受診する機会のない18~39歳の市民
		手段	集団健診または医療機関で行う個別健診
		意図	定期的な健康づくりの習慣づけ及び疾病を早期に発見し適正な医療につなぐ

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			H30	R1(4月~7月)	R2	R3	R4
1	集団健診の実施回数	活動			12回	12回	12回
2	個別健診の受託医療機関数	活動			24か所	24か所	24か所
3	健康診査受診者数	成果			125人	135人	145人

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	若い頃からの健康状態の把握と生活習慣病予防を行うためのものであり健康づくりの推進につながる	3	33
	自治体関与の妥当性	健康増進法による健診である	3	
	対象(受益者)の妥当性	他の制度で健診を受診する機会のない市民を対象としている	5	
有効性	事業の優先度	健康増進法に基づき実施する	3	
	類似事業の存在	他の制度で健診を受診する機会のない市民への類似事業はない	5	
	個別計画・政策との整合性	健康増進法、第2次健康増進計画による	5	
効率性	実施主体の適正化	健康増進法、第2次健康増進計画により実施するもので市が実施するべき事業である	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担金有	3	
	コスト効率	受診率と健診委託料は比例するため、必要経費である	3	

事業期間	R2	年度	~	R7以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無	
予算費目	款	4	衛生費			項	1	保健衛生費			目	2	予防費
	細目	2	疾病予防推進費				細々目	1	疾病予防推進事業費				

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)	R1(予算額)	R2		R3		R4		R5	R6
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。				消耗品費	10	消耗品費	10	消耗品費	10		
					印刷製本費	44	印刷製本費	44	印刷製本費	44		
					通信運搬費	12	通信運搬費	12	通信運搬費	12		
					健康診査委託料	1,247	健康診査委託料	1,247	健康診査委託料	1,247		
	合計		0	0		1,313		1,313		1,313	0	0
財源内訳/割合	国庫支出金											
	県支出金											
	地方債											
	その他				受益者負担金	372	受益者負担金	372	受益者負担金	372		
	一般財源					941		941		941		
	合計	0	0	0		1,313		1,313		1,313	0	0

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
健康増進法、第2次健康増進計画	

令和元年度までの健診体制

健康増進課

	～18歳(高校生まで)	18(大学生等から)～39歳		40歳以上
根拠法令	母子保健法 学校保健安全法	学校保健安全法 労働安全衛生法第66条 健康増進法		高齢者の医療の確保に関する法律第18条 国民健康保険法第82条
男性	児童、生徒、学生、幼児 の健診を学校が実施	学生	学校が実施	40～74歳医療保険者が実施 75歳以上は後期高齢者医療広域連合が実施
		労働者	労働者の健診は事業主に義務付け	
		非労働者等(※)		
女性		学生	学校が実施	
		労働者	労働者の健診は事業主に義務付け	
		非労働者等(※)	女性の健康診査(20歳～)	



※自営業者等労働安全衛生法による健診機会のない者を含む

令和2年度からの健診体制

	～18歳(高校生まで)	18(大学生等から)～39歳		40歳以上
根拠法令	母子保健法 学校保健安全法	学校保健安全法 労働安全衛生法第66条 健康増進法		高齢者の医療の確保に関する法律第18条 国民健康保険法第82条
男性	児童、生徒、学生、幼児 の健診を学校が実施	学生	学校が実施	40～74歳医療保険者が実施 75歳以上は後期高齢者医療広域連合が実施
		労働者	労働者の健診は事業主に義務付け	
		非労働者等(※)	若者健康診査	
女性		学生	学校が実施	
		労働者	労働者の健診は事業主に義務付け	
		非労働者等(※)	若者健康診査	

変更点は の部分のみ

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)			小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	6	健康づくりの推進		2	地域保健サービスの充実
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名		
	予防接種事業				定期予防接種事業(ロタワクチン)		

事業概要	令和元年10月2日に開催された第15回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、ロタウイルスワクチンの定期接種化の方針について了承された。また、令和2年1月17日には政令等の改正が行われた。定期接種としてかかりつけ医で接種できるよう県医師会等と委託契約し、広域で個別に実施する。年度途中の追加となるため、小児科へのポスターの掲示や保健師の新生児訪問や電話の際に接種確認を行う。接種開始日：令和2年10月1日	対象	予防接種法施行令の規定者(令和2年8月1日以降に生まれた者)
		手段	医療機関と委託契約し実施
		意図	免疫水準の維持、接種機会の安定的な確保

※上段：目標 中段：実績 下段：達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			H30	R1(4月～7月)	R2	R3	R4
1	ロタワクチン接種率	活動			95%	95%	95%
2							
3							

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	予防接種法等に基づき、病気及び重症化予防をするための事業であり妥当である。	3	35
	自治体関与の妥当性	予防接種法等に基づく定期接種であり、自治体に実施の義務がある。	5	
	対象(受益者)の妥当性	予防接種法等に対象者が規定されており、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	予防接種法等による法定の事業である。	5	
	類似事業の存在	他にない事業である	5	
	個別計画・政策との整合性	第2次山陽小野田市健康増進計画と整合している。	3	
効率性	実施主体の適正化	予防接種法等の法定の事業である。	3	
	受益者負担の適正化	A類であるため、受益者負担はない。	3	
	コスト効率	県医師会と県内市町の広域で協議をして実施しており、山口県内統一単価で実施している。	3	

事業期間	R2	年度	~	R7以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	4	衛生費		項	1	保健衛生費			目	2	予防費
	細目	1	感染症予防費			細々目	1	予防接種費				

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)	R1(予算額)	R2		R3		R4		R5	R6
支出内訳	繰越明許費がある場合は、記載すること。				消耗品費	7						
					役務費	17						
					予防接種委託料	10,167	予防接種委託料	14,260	予防接種委託料	14,260		
					システム改修委託料	330						
		合計		0	0	10,521	14,260	14,260	14,260	0	0	
財源内訳/割合	国庫支出金											
	県支出金											
	地方債											
	その他					10,521	14,260	14,260				
	一般財源					10,521	14,260	14,260	0	0		
合計	0	0	0	10,521	14,260	14,260	14,260	0	0			

特記事項

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

予防接種法、予防接種施行令、予防接種施行規則、予防接種実施規則

ロタワクチン予防接種について

委員会資料 (R.2.3)
健康増進課

ロタワクチンは、乳幼児のロタウイルス感染による胃腸炎を予防すると共に、重症化を減らす目的のワクチンです。

- 1 接種開始日 令和2年10月1日
- 2 種類 A類疾病（公費で負担）
- 3 対象者 令和2年8月1日以降に生まれた者
- 4 対象者数 240人
- 5 接種回数 2回または3回

- ・ロタリックスは生後6週から生後24週までに、4週間以上の間隔をおいて2回経口接種
- ・ロタテックは生後6週から生後32週までに、4週間以上の間隔をおいて3回経口接種

6 接種勧奨スケジュール

- ・ 4～7月 定期予防接種実施要綱の改正準備、変更契約準備
定期予防接種の改正に関する公示
出生セットに同封する勧奨ちらしの作成
関係各部署へ接種開始に係る説明、PRの実施
（母子保健事業、子育て支援課、各保育園・幼稚園、児童館、子育て支援センター、母子保健推進員、民生委員・児童委員等）
- ・ 8月 出生セットに勧奨ちらし・予診票を同封開始（8/1出生児～）
予診票、請求書等医療機関へ送付する書類の準備
産後2週間電話にて接種勧奨（8/1出生児～）
保健師の訪問、母子保健事業でのPRの開始
広報（8/1号）
ホームページ、FM、さんようおのだっこ、スマイルキッズだより等にて接種開始PR
- ・ 9月 医療機関等へのポスター掲示依頼
予診票、請求書等を医療機関へ送付
- ・ 10月1日 接種開始

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	2	高齢者福祉の充実	2	高齢になっても住みよい地域づくり
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
	高齢者の権利擁護推進事業				成年後見制度利用促進体制整備推進事業	

事業概要	平成12年4月からの民法改正により成年後見制度に改められたが、高齢化の進展もあり必要とされる方が増加する中においても十分に利用されていない状況にある。こうした中、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定され、平成29年に国において策定された成年後見制度利用促進基本計画では、市町村においても成年後見制度の利用が必要な者が制度を円滑に利用することができる地域体制の構築が求められることとなった。こうしたことから、国の計画を勘案しつつ、本市における基本計画の策定や中核機関の整備について検討する。	対象	成年後見制度の利用が必要と思われる者
		手段	中核機関の整備や基本計画の策定について、関係機関との連携により協議する。
		意図	成年後見制度の利用が必要な方が制度を円滑に利用することができる体制を構築する。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月～7月)	R2	R3	R4
1	協議会の開催回数 活動			2回	2回	2回
2						
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画において主要事業として掲載している権利擁護推進事業の促進につながるものである。	3	33
	自治体関与の妥当性	成年後見制度の利用の促進に関する法律で定められており、自治体関与は妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	制度の利用が必要となる市民全てを対象とする制度の推進に取り組むものであり、対象の設定は妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	令和3年度末までに中核機関の設置や基本計画の策定が求められている。	3	
	類似事業の存在	類似事業は、存在しない。	5	
	個別計画・政策との整合性	国の成年後見制度利用促進基本計画に基づくものであり、国の政策に合致している。	3	
効率性	実施主体の適正化	法により市が体制整備を行うことを求められており、市が事業を行うことは適切である。	3	
	受益者負担の適正化	制度の利用促進体制整備に向けた取組を行う事業であり、受益者負担を求めることは適切でない。	3	
	コスト効率	必要最小限の予算で実施するとともに、普通交付税の算定対象となることの確認や特定財源の活用も検討している。	3	

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

1

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

<別紙1>

	29年度	30年度	31年度*	32年度	33年度
I 制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II 市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
	診断書の在り方等の検討		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等		
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況、地域連携ネットワークにおける不正防止効果等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
	専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途: 平成31年9月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

5

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	3	障がい者福祉の充実	2	障がい者が安心して暮らせる地域づくり
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
障がい者の社会参加促進事業		新 新	1-(1) 3-(1)	東京2020パラリンピック聖火フェスティバル実施事業		

事業概要	東京2020パラリンピック開催に伴う山口県聖火フェスティバルにおいて、県内各市町で聖火を採火し、県に集火する事業である。採火方法は各市町で独自に行うこととされており、本市ではきららガラス未来館にてガラス文化を生かした採火行事を実施する。	対象	市民
		手段	きららガラス未来館で採火式を行い、きららガラス未来館等でランタンに入れた火を展示する。
		意図	パラリンピックの機運を高め、共生社会の実現に向けたきっかけとなることを目指す。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月~7月)	R2	R3	R4
1	採火イベント 活動			開催		
2	参加者数 成果			50人		
3						

令和2年度に向けた評価		
	成果	コスト
前年評価(A)		
事中評価(B)		
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	パラリンピックを通じて障がい者への理解が図られる	5	35
	自治体関与の妥当性	山口県が聖火フェスティバルを開催し、県内全市町が採火イベントを実施予定	1	
	対象(受益者)の妥当性	市民を対象とした事業	5	
有効性	事業の優先度	東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴う事業であり、障がい者の社会参加促進、本市のPRにつながる事業	5	
	類似事業の存在	類似事業なし	5	
	個別計画・政策との整合性	山陽小野田市障がい者計画に記載の「障がい者スポーツ、文化芸術の振興」を含む社会参加への支援	5	
効率性	実施主体の適正化	市が実施する事業である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることが適当でない事業	3	
	コスト効率	コスト削減の余地がない事業	3	

事業期間	R2	年度	~	R2	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	3	民生費			項	1	社会福祉費		目	2	障害者福祉費
	細目	1	障害者福祉費				細々目	1	障害者福祉費			

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)		R1(予算額)		R2		R3		R4		R5	R6
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。						報償費	50						
							消耗品費	51						
							庁用器具費	500						
							採火イベント業務委託料	152						
	合計		0	0	0	753	0	0	0	0	0	0		
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源					1	753							
	合計	0	0	0	0	753	0	0	0	0	0			

特記事項

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

《補足資料》 東京2020パラリンピック聖火フェスティバル実施事業

《実施内容》

1 パラリンピックを応援するため、日本各地で実施する採火イベントや、学校や病院、パラリンピックゆかりの地などへ炎の訪問イベント（聖火ビジット）を総称して「聖火フェスティバル」と呼ぶ。

「採火」「聖火ビジット」を経た炎は、各地を「出立」し、東京へ向けて送り出される。

2 埼玉県、千葉県、静岡県競技開催県では、それぞれの県に採火式や聖火ビジットに加えて、聖火リレーも開催。3人一組となったパラリンピック聖火リレーがそれぞれの県から東京に向けて「出立」する。

3 日本各地から「出立」した炎は、東京で一つとなり（集火）、パラリンピック聖火が誕生する。それからパラリンピック開会式に向けて、開催都市東京で聖火リレーが実施される。

○山口県聖火フェスティバルのイメージ（①②は各市町、③④は山口県）

- ① 県内各市で採火式を開催
- ② 聖火をランタンに入れ、市内各所を訪問したり展示を行ったりする聖火ビジット
- ③ 各市の聖火を一旦山口県で集める集火式を開催
- ④ 集火した聖火を開催都市に送り出す出立式を開催（市長等の出席）

採火イベント		予算要求内訳
採火日時	2020年8月13日（木）～16日（日）のいずれか 8:30～12:00（午前中を予定）	○報償金 ガラス楽器演奏料 50,000円 ○消耗品費
採火場所	きららガラス未来館	・トーチ 6,000円*2本=12,000円 ・横断幕 22,000円
採火方法	採火式前に、ワークショップで保育園児がガラス作品（ジェルキャンドル）を制作するとともに、西川先生にパラリンピックをイメージしたガラス作品の創作を依頼する。 採火式において、キラリンピック参加者1名が吹きガラスを作成し、その過程で高温になっているガラスにキラリンピック参加者2名がトーチを近づけて採火し、保育園児が制作したジェルキャンドルと聖火用ランタンにその火を灯す。	・立看板 9,000円 ・花 8,000円 小計51,000円 ○採火イベント業務委託料
その他	聖火用ランタン、ガラス作品、ジェルキャンドルは、きららガラス未来館等に展示予定。	・ジェルキャンドル出張体験 1,550円*34個=52,700円 ・出張講師料 10,000円*2箇所*2名=40,000円 ・採火式吹きガラス体験 3,700円*1名=3,700円 ・採火式講師料 10,000円*2名=20,000円 ・事前打ち合わせ一式 35,000円 小計151,400円 ○庁用器具費 ・ガラス作品（西川先生） 500,000円 合 計 752,400円（経費への県等の補助はなし。）

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)			小項目(基本事業)		
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	10	防犯・交通安全対策等の推進		4	空家等対策の推進	
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名			
	空家等利活用事業				空家等の適正管理の補助事業			

事業概要	超高齢化社会を迎え、行政に依存するだけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。そのために所有者の負担軽減を図るため、空家等の適正管理に関する補助金の交付を行い管理不全な状態にある空家等の是正に努める。		対象	空家等所有者及び周辺住民
			手段	老朽危険空家等除却促進補助金の交付
			意図	空家等の所有者又は管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理を行う

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月～7月)	R2	R3	R4
1	老朽危険空家等除却促進事業補助件数	活動	5件	5件	5件	5件
			0件			
			0.0%			
2						
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針		老朽危険空家等除却促進事業について、令和元年度よりも申請受付開始を1か月早める。また、当該制度の周知に努めるとともに、管理不適切空家等の所有者等へ当該補助金を活用し空き家を除却するよう誘導する。	

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	管理不全な状態にある空家等の是正を推進するもので、妥当	3	33
	自治体関与の妥当性	空家等対策の推進に関する特別措置法、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例。	3	
	対象(受益者)の妥当性	空家等の所有者・管理者を対象とし妥当	3	
有効性	事業の優先度	危険な空家の除却を促進させるものである。	5	
	類似事業の存在	行っていない。	5	
	個別計画・政策との整合性	空家等対策計画(特措法6条)に位置付けられている。	5	
効率性	実施主体の適正化	空家等対策計画(特措法6条)を定め、情報提供、支援等を実施することとなっている。	3	
	受益者負担の適正化	一部受益者負担を求めており適正である。	3	
	コスト効率	国庫補助(社資交)を活用し、特交措置もされ、また補助金額も必要最低限であり、適正である。	3	

事業期間	R1	年度	~	R7以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	1	一般管理費	
	細目	21	空家対策事業費				細々目	1	空家対策事業費			

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)		R1(予算額)		R2		R3		R4		R5	R6
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。				補助金		補助金		補助金		補助金			
					・老朽危険空家等	2,500	・老朽危険空家等	2,500	・老朽危険空家等	2,500	・老朽危険空家等	2,500		
					除却促進事業		除却促進事業		除却促進事業		除却促進事業			
	合計		0	2,500		2,500		2,500		2,500		2,500	0	0
財源内訳/割合	国庫支出金						5分の2	1,000	5分の2	1,000	5分の2	1,000		
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源				2,500		1,500		1,500		1,500		1,500	
	合計	0	0	2,500		2,500		2,500		2,500		2,500	0	0

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金の基幹事業)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
空家等対策の推進に関する特別措置法、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例、山陽小野田市空家等対策の推進に関する規則、山陽小野田市空家等対策計画、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱	

令和2年度 老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度 概要

- 1 目的・趣旨
倒壊や建築材の落下のおそれのある老朽危険空家等の除却（解体）を促進し、地域の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを実現するため、市内にある老朽危険空家等の除却（解体）を行う所有者等に対し、除却（解体）費用の一部を補助
- 2 対象空き家
年間を通して使用実績がない常時無人な状態の木造又は軽量鉄骨造の主に居住のための老朽危険空家等
※店舗等併用の場合は2分の1以上が居住用であること。
- 3 補助金交付対象者
 - 対象 老朽危険空家等の所有者又は相続人若しくは当該空き家が所在する土地の所有者又は相続人
 - 対象外 市税滞納者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 4 老朽危険空家等の判定
 - 不良度の測定基準表の評点の合計が100点以上
※国土交通省の示す「外観目視による住宅の不良度判定の手引き」参考
 - 周囲に対する危険度判定基準に該当
- 5 補助対象経費
老朽危険空き家の解体費用（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、立木の伐採（隣地、隣接する道路、隣接する河川又は地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている立木の伐採を除く。）及び家財道具、機械、車両等の移転又は処分に係るものを除く。
- 6 補助金額
補助対象経費の3分の1（上限50万円）
※千円未満切り捨て
- 7 業者
市内に本店、支店、営業所、事務所等を有する解体業者
- 8 申請期間
5月1日～翌年1月31日
※申請書類受付先着順。予算額到達次第受付終了。
- 9 申請書類
申請書、事業計画書、位置図、解体工事見積書（2者以上）、外観写真、建物及び敷地の登記全部事項証明書、誓約書、申立書（市税・暴力団排除関係）、申請者が市外の場合は住民票、他の所有者・相続人がいる場合は同意書 等
- 10 制度の周知
 - 市広報 及び 市ホームページに掲載
 - リーフレット作成
 - ・市役所、総合事務所、各支所、各出張所等へ設置
 - ・宅建協会、不動産協会、解体業者等へ案内
 - ・管理不適切空家等の所有者等へ案内

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	6	行財政運営・市民参画・市政情報の発信	38	効率的で効果的な行政運営	4	行政サービスの向上
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
	コンビニ交付事業				証明書コンビニ交付事業	

事業概要	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明書等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から提供を開始します。	対象	マイナンバーカード保持者
		手段	マイナンバーカードを利用して証明書をコンビニで交付する
		意図	全国のコンビニで証明書を取得できることで、行政サービスの向上を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月~7月)	R2	R3	R4
1	コンビニ交付実施 成果		実施 —	継続	継続	継続
2	コンビニでの証明書発行件数 成果			設定しない	設定しない	設定しない
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針	令和2年2月25日サービスの提供開始に向けて事業を進めていく。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	住民利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため	3	33
	自治体関与の妥当性	電子署名等に係る地方公共団体機構システムの認証に関する法律に基づく事務である	3	
	対象(受益者)の妥当性	マイナンバーカード保持者が対象であり適正である。	5	
有効性	事業の優先度	国の施策であり、実施する市民サービスの向上につながる事業である。	3	
	類似事業の存在	なし	5	
	個別計画・政策との整合性	国の施策に合致した事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	市・地方公共団体情報システム機構が主体となり適正である	3	
	受益者負担の適正化	手数料の徴収	3	
	コスト効率	削減する余地はない。	3	

事業期間	R1	年度	~	R7以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	2	総務費		項	3	戸籍住民基本台帳費		目	1	戸籍住民基本台帳費	
	細目	1	戸籍住民基本台帳費				細々目	1	戸籍住民基本台帳費・本庁			

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)	R1(予算額)	R2	R3	R4	R5	R6
支出内訳	・繰越明許費がある場合は記載すること。			システム機器等経費	8,266	電算機保守委託料	4,620	電算機保守委託料	4,620
				システム構築経費	47,850	電算ソフトウェア保守委託料	2,178	電算ソフトウェア保守委託料	2,178
				保守費	1,683	手数料	69	手数料	69
				J-lis交付金	459	J-lis交付金	2,728	J-lis交付金	2,728
				手数料(50枚)	6				
				普通旅費(東京2回)	124				
	合計		0	58,388	9,595	9,595	9,595	0	0
財源内訳/割合	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	その他								
	一般財源			58,388	9,595	9,595	9,595		
	合計	0	0	58,388	9,595	9,595	9,595	0	0

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
平成31年度まで特交措置有 総事業費の1/2(上限6,000万円)	電算機保守委託料: 350,000円×12月×1.1=4,620千円 電算ソフトウェア保守委託料:100,000円×12月×1.1=1,320千円 65,000円×12月×1.1= 858千円 コンビニ交付事業費負担金:2,480,000円×1年×1.1=2,728千円
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

証明書コンビニ交付について

1 コンビニ交付の目的

市役所の開庁時間の制約を受けず、市役所窓口に来庁することなく、各種証明書の取得が可能となる環境を整備し市民の利便性を図るため。

2 コンビニ交付の実施団体の状況（令和元年7月15日現在）

全国 628団体

県内 11団体 下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市

山陽小野田市 令和2年2月25日 6時30分 開始

3 コンビニ交付対象証明書及び利用時間

取得できる証明書	取得できる人	手数料	利用時間
① 住民票の写し	山陽小野田市に住民登録のある人、本人または同一世帯員	200円	毎日6時30分～23時00分 (12月29日から1月3日及び機器メンテナンス日を除く)
② 印鑑登録証明書	山陽小野田市で印鑑登録をしている本人のみ	200円	
③ 所得課税証明書	山陽小野田市に住民登録のある本人のみ	200円	
④ 戸籍証明書(戸籍謄本・抄本)	山陽小野田市に本籍がある人、本人及び同一戸籍にある人 *山陽小野田市以外	450円	平日9時00分から17時00分 (12月29日から1月3日及び機器メンテナンス日を除く)
⑤ 戸籍の附票の写し	に住所がある人は、本籍地利用登録が必要	200円	

4 契約について

・委託料の内訳

① 契約先 株式会社サンネット

契約金額 5,940千円

ハードウェア、パッケージ保守料 4,620千円

(350,000円×12月×1.1=4,620千円)

ソフトウェア保守料 1,320千円

(100,000円×12月×1.1=1,320千円)

契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日

② 契約先 日本電気株式会社 山口支店

契約金額 858千円

(戸籍システム保守料65,000円×12月×1.1=858千円)

契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日

5 負担金、補助金及び交付金

運営費負担金(地方公共団体情報システム機構(J-lis))

負担金額 2,728千円

(証明書等自動交付サービス契約約款第19条に定める料金)

6 手数料 69千円

(1通につき117円を地方公共団体情報システム機構(J-lis)へ支払う)